

## 平成26年度第3回豊山町選挙管理委員会会議録

1 開催日時 平成26年6月2日(月) 午後3時50分～午後4時10分

2 開催場所 豊山町役場3階 会議室3

3 出席者

(1) 豊山町選挙管理委員会委員

委員長 水野春巳

委員 坪井清夫 東海林宗義 安藤保信

(2) 事務局

書記長 安藤光男

書記 小川徹也 牛田彰和 林真吾 佐々聖尚

4 議題

定時登録について

5 会議資料

議案第9号 選挙人名簿に登録する者を定めること

6 議事内容

書記： こんにちは。定刻より若干早いですけれども、ただ今より平成26年度第3回豊山町選挙管理委員会を始めさせていただきます。

初めに、委員長からごあいさつをいただきます。委員長よろしくお願いたします。

委員長： こんにちは。本日は、選挙管理委員会を開催いたしましたところ、委員の皆様方には、大変お忙しい中、ご出席いただきまして厚くお礼申し上げます。本日の委員会の議題は、定時登録についての議題でございます。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

書記： 本日の議案は1件です。事務局から議案第9号「選挙人名簿に登録する者を定めること」について説明いたします。

事務局： 議案第9号 選挙人名簿に登録する者を定めること。平成26年6月2日現在における公職選挙法第22条第1項の規定に基づく選挙人名簿に登録する者を、次のとおり定めてよろしいでしょうか。(選挙人名簿の抄本を回覧。人数を資料により説明。)

委員長： 事務局から説明が終わりました。ここで、質疑に入ります。質疑のある方の発言を求めます。

委員： 選挙人名簿には、住民票に登録のある方が記載されているのでしょうか。

事務局： 住民票が作成された日から、引き続き3ヶ月以上住民基本台帳に登録されている者が選挙人名簿に登録されています。

書記： 登録についての補足ですが、住民票が作成された日から3ヶ月以上住民基本台帳に登録され、20歳に到達した者については、新有権者として登録を行います。登録の抹消につきましては、亡くなられた場合や転出してから4ヶ月以上経過した場合等において直ちに抹消します。この選挙人名簿の登録と転出してから4ヶ月以上経過した場合の抹消においては、他の自治体と1ヶ月登録が重なる二重登録期間があります。この期間は選挙人名簿に登録されるべき者の漏れを避けるためにある期間であり、日本全国選挙人名簿の人数を集計してみますと、二重登録の関係で、実際的人数よりも多い人数の集計となっております。

委員長： 議案第9号に関し、賛成者の挙手を求めます。

委員： (全員挙手)

委員長： 全員賛成と認めます。以上で、本日の議案は終わりました。その他で、何かありましたらお願いいたします。

事務局： 1点報告いたします。本日議決いただいた選挙人名簿に基づき、選挙人名簿登録者数を愛知県に報告いたします。また、選挙人名簿登録者数に基づき、町の条例の制定改廃や、町の監査委員への監査請求などの直接請求をする場合の必要署名人数の告示を行います。具体的に、町の監査委員への監査請求に必要な署名人数は、選挙人名簿登録者数の50分の1以上の数であります。

以上で、報告を終わります。

委員長： 以上で、本日の委員会を終了いたします。ありがとうございました。

上記のとおり豊山町選挙管理委員会規程第14条の規定に基づき、平成26年度第3回豊山町選挙管理委員会の議事の経過及びその結果を明確にするためにこの会議録を作成し、委員長及び出席委員3人が署名する。

平成26年6月2日

委員長	水野春巳
委員	坪井清夫
委員	東海林宗義
委員	安藤保信